

## 青森県屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

### 1 青森県屋外広告物条例施行規則の改正（案）の目的

屋外広告物とは、屋外に設置されている看板、立看板、はり紙等を指します。内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。

屋外広告物は、適正に表示されれば、街のにぎわいを演出し、経済・文化活動などの社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものです。

一方で、無秩序、無制限に表示されれば、広告としての本来の役割を果たさなくなるばかりか、自然や街のもつ美しさを損なうこととなります。また、設置や管理が適切に行われなければ、倒壊や落下によって、思わぬ事故が発生する場合があります。

そこで県では、屋外広告物法に基づき、昭和50年に「青森県屋外広告物条例(以下、「県条例」といいます。)」を制定し、昭和51年に「青森県屋外広告物条例施行規則(以下、「県施行規則」といいます。)」の制定及び禁止区域等を指定し、表示面積・高さ等の基準を設け、表示や設置を禁止する場所等を定めています。なお、屋外広告物を表示等する場合は、事務権限の移譲により原則として市町村長の許可が必要となります。

近年、屋外広告物を表示又し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者により適切に維持管理されず、屋外広告物の落下等の事故が発生し、全国的に安全性の確保が課題となっています。

県では県条例及び県施行規則に、公衆に対する危害の防止に寄与するものとして点検の規定を盛り込み実務を行ってきましたが、今回点検資格者の一部見直しと点検が不要となる屋外広告物の一部見直しについて改正案を作成したので、その他様式の一部改正と併せて下記のとおり意見を募集します。

### 2 改正案の概要

- (1) 点検に必要な資格要件の一部見直し
- (2) 点検の対象外となる屋外広告物等の一部見直し
- (3) 屋外広告業登録申請書及び屋外広告業登録事項変更届出書の一部見直し

### 3 改正案の具体内容

#### (1) 点検に必要な資格要件の一部見直し

県では、屋外広告物の点検について、表示者等に、適切な時期に屋外広告士等の専門知識がある者に点検させる責務があることを定めていますが、県施行規則では専門知識を有する点検資格者として以下を規定しています。

○屋外広告士(条例で規定)

○都道府県、政令市・中核市が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習

得させる事を目的として行う講習会の過程を修了した者

- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 1級建築士、2級建築士又は木造建築士

この点検資格者について、屋外広告物による公衆に対する危害の防止に寄与するものとして以下の者を点検の有資格者として追加します。

- 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

併せて屋外広告物等安全点検報告書（様式第3号）に屋外広告物点検技能講習修了者の欄を追加します。

#### （2）点検の対象外となる屋外広告物の一部見直し

県施行規則で定める点検の対象外とする屋外広告物は「はり紙、はり札等、立て看板等、幕、広告旗、アドバルーン」ですが、条例第8条第1項第1号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により県条例第17条第2の規定による点検に相当する措置を講じることとされるものとして知事が定めるものを、県条例第17条の2における点検の対象外とします。

#### （3）屋外広告業登録申請書及び屋外広告業登録事項変更届出書の一部見直し

屋外広告業を営もうとする者は知事の登録を受けなければならないが、業登録にあたり屋外広告業登録申請書及び変更時には屋外広告業登録事項変更届出書が必要ですが、複数の自治体における手続きに関する事業者の負担軽減と、登録事務の効率化の必要性を踏まえ、県の様式に相当する様式について知事の承認を得たときは、これを使用できるよう、様式の注釈を一部見直します。

### 4 施行期日（予定）

平成31年 5月 15日